

2025 年 4 月 15 日

各 位

株式会社クシム

仮代表取締役 大月 雅博

(証券コード：2345 東証スタンダード市場)

(お問い合わせ先) 仮代表取締役 大月 雅博

電話 03-6427-7380 (代表)

株主による臨時株主総会開催時間及び場所、付議議案に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 12 日付「株主による臨時株主総会招集の許可決定に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、当社の株主である田原弘貴氏（当社前取締役）、吉田昌勇氏および渡邊克明氏（以下、「申立人」と総称します。）からの臨時株主総会の招集に関しまして、その開催時間、場所及び付議議案について、招集通知を受領しましたので、お知らせいたします。

招集通知は、別紙のとおりです。

記

1. 株主による臨時株主総会の開催日時及び場所

(1) 日時：2025 年 4 月 30 日（水曜日）午前 10 時（受付開始 午前 9 時 30 分）

(2) 場所：東京都港区新橋一丁目 18 番 1 号

航空会館ビジネスフォーラム 5 階（501、502）

2. 株主総会の目的である事項

決議事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件

第 2 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件

第 3 号議案 会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

なお、各議案の詳細は、別紙「臨時株主総会招集ご通知_【公表版】」をご参照ください。

以上

2025年4月15日

株 主 各 位

東京都港区南青山六丁目7番2号

東京都港区南青山二丁目12番1号 ミヤコヤビル5F

株式会社クシム

株主 田原弘貴、吉田昌勇、渡邊克明

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京地方裁判所の2025年3月6日付け臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおり株式会社クシムの臨時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会は、田原弘貴、吉田昌勇及び渡邊克明が招集を請求し開催するものです。その目的事項である議案は、全て株主提案となります。各議案の内容は、「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

本臨時株主総会では議決権を有する株主様全員に、招集通知とともに「委任状」を同封し、委任状勧誘規則に従った委任状勧誘を行っているため、書面投票制度を採用しておらず、「議決権行使書面」を同封しておりません。本総会にご出席いただけない株主様におかれましては、同封の「委任状」用紙に賛否を表示いただき、ご署名ご捺印のうえ、同封の返送用封筒にてご返送をお願い申し上げます。なお、集計の関係上、2025年4月28日（月曜日）午後6時までにOMM法律事務所に到着するように、2025年4月23日（水曜日）までにご投函いただけますと幸甚です。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号

航空会館ビジネスフォーラム5階（501、502）

（本臨時株主総会は、上記株主が招集し開催されるため、従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願いいたします。）

3. 株主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第3号議案 会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選

任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

(代理人による議決権行使)

代理人は、株式会社クシムの議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

当日、代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面（委任状）に加え、②委任者である株主様ご本人の本人確認資料（同封の委任状用紙）のご提出が必要となります。ご提出いただく代理権を証する書面（委任状）が同封の委任状用紙である場合には、そのみで有効な委任状として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~

1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の「委任状」用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 臨時株主総会招集のご通知添付書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の、クシム株主総会に関する特設サイト (<https://kushim-governance.com/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社クシム

株主 田原 弘貴、吉田 昌勇、渡邊 克明

### 2. 議案に関する事項

【議案の要領・提案の理由】

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、以下の4名の候補者を選任することをお諮りするものです。

#### 1. 田 原 弘 貴（たはら ひろき）（現任）

（平成8年8月13日生）

【略歴】

2018年1月 中小企業診断士資格取得

2018年3月 東京大学工学部卒業

2019年6月 チューリングガム株式会社設立、同社取締役就任

2023年1月 当社取締役就任（現任）

2023年5月 チューリングガム株式会社代表取締役CTO就任（2024年11月まで）

【重要な兼職の状況】

なし

【所有する当社の株式の数】

315,600株

【候補者とした理由など】

田原弘貴氏は、チューリングガム株式会社代表取締役CTOを務めるなど、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有していることから、当社の代表取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

#### 2. 大 島 卓 也（おおしま たくや）（新任）

（昭和61年8月7日生）

〔略歴〕

2011年4月 株式会社大和総研入社  
2018年4月 Fintertech株式会社入社  
2022年6月 チューリングガム株式会社入社  
2023年1月 同社取締役就任  
2023年11月 株式会社Zaif代表取締役社長就任

〔重要な兼職の状況〕

株式会社Zaif代表取締役社長

〔所有する当社の株式の数〕

0株

【候補者とした理由など】

大島卓也氏は、株式会社Zaif代表取締役社長を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有し、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

3. 田 中 遼（たなか りょう）（新任）

（平成元年3月12日生）

〔略歴〕

2011年4月 東京都庁入庁法務業務に従事  
2018年1月 株式会社Aerial Partners入社  
2020年2月 LINE株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社（LVC出向）LINEのブロックチェーン・NFT事業立上げに従事  
2022年8月 チューリングガム株式会社入社  
2023年1月 同社取締役就任（現任）  
2024年1月 同社代表取締役就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕

チューリングガム株式会社代表取締役

〔所有する当社の株式の数〕

0株

【候補者とした理由など】

田中遼氏は、チューリングガム株式会社代表取締役を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有し、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

4. 渡 辺 治（わたなべ おさむ）（新任）

（昭和62年3月29日）

〔略歴〕

平成21年3月 明治大学法学部卒業  
平成26年3月 中央大学法科大学院修了  
平成26年9月 司法試験合格  
平成27年12月 花王株式会社 入社  
令和2年8月 新樹法律事務所 入所（現任）  
令和4年12月 ワイエスフード株式会社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

弁護士、ワイエスフード株式会社社外取締役

〔所有する当社の株式の数〕

0株

〔候補者とした理由など〕

渡辺治氏は、社外取締役候補者であります。

渡辺治氏は、上場会社の社外取締役を務めるなど弁護士として企業法務に係る実務に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待できることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

**第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件**

当社の監査等委員である取締役として、以下の2名の候補者を選任することをお諮りするものです。

1. 榎 並 由 洋（えなみ よしひろ）（新任）

（昭和63年3月12月生）

〔略歴〕

2010年3月 早稲田大学法学部卒業  
2010年4月 キヤノン株式会社入社  
2015年11月 公認会計士試験合格  
2016年3月 有限責任あずさ監査法人入所  
2018年7月 公認会計士登録  
2021年3月 チューリングラム株式会社監査役就任（現任）

〔重要な兼職の状況〕

チューリング株式会社監査役

[所有する当社の株式の数]

0株

2. 荒木久雄（あらき ひさお）（新任）

（昭和48年10月1日生）

[略歴]

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1996年10月 | 公認会計士試験第2次試験合格          |
| 1996年10月 | 会計士補登録                  |
| 1997年4月  | 有限責任あずさ監査法人入所           |
| 1998年4月  | 東京共同会計事務所入所             |
| 2000年4月  | 有限会社A&Iトータルマネジメントサービス入所 |
| 2001年4月  | 有限責任監査法人トーマツ入所          |
| 2004年11月 | マニユライフ生命保険株式会社入社        |
| 2008年4月  | 株式会社かんぽ生命保険入社           |
| 2024年7月  | 株式会社LKdance入社（現職）       |

[重要な兼職の状況]

株式会社LKdance

[所有する当社の株式の数]

0株

【提案の理由】

当社の長期にわたる経営不振は、監査等委員会が十分な監査監督機能を発揮していなかったことにより、シークエッジグループの利益を優先して、当社の企業価値・株主利益の毀損を厭わない経営を許してきたことにあります。そこで、シークエッジグループの強い影響下にある現任の監査等委員である取締役の再任を許さず、新たに独立性を有する上記の候補者2名を、新たに監査等委員である取締役として選任することをお願いするものです。

榎並由洋氏及び荒木久雄氏は、社外取締役候補者であります。

榎並由洋氏は、公認会計士としての専門的な知識経験に加え、チューリング株式会社における監査役を務め、当社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」について豊富な経験と理解を有していること、荒木久雄氏は、会計士補として、M&Aや株式評価について豊富な経験と高い見識を有しており、当社に適した経営全般の監視及び助言を期待することができることから、それぞれ、当社の社外取締役・監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。

### 第3号議案 会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

#### 【議案の要領】

#### ア 業務及び財産の状況を調査する者

以下の「調査の目的事項」に記載の事項を調査させるため、神垣清水氏を会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下「調査者」といいます。）に選任することをお諮りするものです。本議案の成立により、調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しません。

神 垣 清 水（かみがき せいすい）

（昭和20年7月1日生）

#### 【略歴】

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1973年4月  | 東京地検検事 任官                   |
| 1990年4月  | 法務省刑事局参事官 就任                |
| 1999年4月  | 東京高検刑事部長 就任                 |
| 1999年12月 | 最高検検事 就任                    |
| 2000年10月 | 那覇地検検事正 就任                  |
| 2002年6月  | 宇都宮地検検事正 就任                 |
| 2003年9月  | 最高検総務部長 就任                  |
| 2004年12月 | 千葉地検検事正 就任                  |
| 2005年8月  | 横浜地検検事正 就任                  |
| 2007年7月  | 公正取引委員会委員 就任                |
| 2012年6月  | 公正取引委員会委員 退任                |
| 2012年7月  | 第一東京弁護士会 登録                 |
| 2012年7月  | 日比谷総合法律事務所 入所（現任）           |
| 2012年10月 | 筑波大学大学院ビジネス科 非常勤講師 就任       |
| 2013年6月  | 三菱食品株式会社 社外監査役 就任（現任）       |
| 2014年6月  | 公益財団法人ベルマーク教育助成財団 理事 就任（現任） |
| 2015年4月  | 摂南大学法学部 客員教授 就任             |

#### 【重要な兼職の状況】

弁護士、三菱食品株式会社社外監査役、公益財団法人ベルマーク教育助成財団 理事

#### 【所有する当社の株式の数】

0株

#### イ 調査の目的事項

①株式会社ZEDホールディングスにおける新株予約権の発行、②シークエッジグループ関連の暗号資産の購入による多額の評価損の計上、③接待交際費の計上及び④シークエッジグループの代表者である白井一成氏の香港オフィスの家賃の負担並びに⑤2024年10月期末の決算遅延、⑥定時株主総会が当社定款の定め違反して延期されたこと及び⑦令和7年2月3日、当社が保有するZEDホールディングスの株式全部を株式会社CAICA DIGITALに対する529百万円の債務に代物弁済したことの原因分析、妥当性の検証及び法的責任の検討その他調査者が必要と認める一切の事項。

#### ウ 調査及び報告の方法

- ① 調査者は、当社及び請求人らから独立して調査を行う。
- ② 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。
- ③ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行った上で、当該調査の結果を記載した書面（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、本臨時株主総会の後に開催される株主総会において調査者は調査報告書の内容を報告する。
- ④ 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑤ 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力せず、又は調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的又は間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。
- ⑥ 調査者は、当社と協議の上、調査対象とする事実の範囲（以下「調査スコープ」という。）を決定する。調査スコープは、上記イの調査の目的事項を調査するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑦ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

#### エ 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用（調査者及び補助者の日当を含む。）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たってタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なものとみなす。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、田原弘貴が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

#### オ その他の事項

調査者は、適当と認める者を補助者に選任し、調査者の業務の一部を委任することができる。ただし、当社の役職員を補助者とすることはできない。

【提案の理由】

①株式会社ZEDホールディングスにおける新株予約権の発行、②シークエッジグループ関連の暗号資産の購入による多額の評価損の計上、③接待交際費の計上、④シークエッジグループの代表者である白井一成氏の香港オフィスの家賃の負担がなされており、これらは当社の企業価値を毀損するものとして、取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反するものです。

さらに、⑤2024年10月期末の決算遅延及び⑥定時株主総会が当社定款の定めに従って延期されたことについては、継続開示の義務を果たさず、また、株主から経営等を委ねる取締役を選任する機会を奪うものであり、上場企業に求められる最低限のコーポレート・ガバナンスの不全を示すものであり、取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反するものです。

また、⑦令和7年2月3日、当社が保有するZEDホールディングスの株式全部を株式会社CAICA DIGITALに対する529百万円の債務に代物弁済したことは、当時、ZEDホールディングスは、当社の全事業を運営するZaif、クシムソフト及びチューリングガムの発行済株式の全てを保有していたことから、当社の全事業をなくす焦土化作戦であり、取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反するものです。

そこで、請求人らは、その実態を明らかにし、証拠資料を精査する必要があると考えるに至りました。

候補者である神垣清水氏は、横浜地方検察庁検事正、公正取引委員会委員などを歴任され、調査業務に対して弁護士として十分な専門性及び経験を有していることから、当社経営陣のみならず請求人からも独立した調査者として、公正かつ客観的に実態解明に取り組んでいただけるものと考えられます。

なお、本議案が可決された場合、調査者の調査結果については、その後に開催される株主総会（2025年10月期に係る定時株主総会となることを見込まれます。）において、当社株主の皆様へ報告されることとなります。

以上

## 委任状及び議決権行使書について

### Q 1 「委任状」とは何ですか？

「委任状」とは、株主様が株主総会における議決権の代理を他の者に代理させる際に、当該代理人に交付いただく「代理権を証明する書面」です。

### Q 2 株主提案に賛同する場合、「委任状」の記載方法を教えてください。

株主提案にご賛同いただける場合には、同封の「委任状」に

- ・各議案の「賛」の欄に○印をそれぞれご記入
- ・ご記入いただいた「日付」ご記入
- ・「ご署名」及び「ご捺印（認印可）」

をいただき、同封の返送用封筒でご返送ください。

### Q 3 既に株主提案に反対する他の株主に対して委任状を提出してしまったのですが、どうすれば良いですか？

既に提出してしまった場合でも、同封の「委任状」にQ 2のとおりご返送いただければ、後の日付で交付された「委任状」を有効なものとして取り扱いいたします。

### Q 4 「議決権行使書面」がありませんが、なぜですか？

会社法上、議決権を行使できる株主が1,000人以上の会社は、原則として、株主に書面投票制度を採用しなければならず(会社法298条2項本文・1項3号)、また、上場会社は、上場規程により、議決権を行使できる株主が1,000人以上いるか否かを問わず、原則として書面投票制度を採用しなければならないとされています(東証上場規程435条本文)。ただし、上記に該当する場合であっても、議決権を有する株主全員に対し、委任状勧誘規制に従って委任状を勧誘する場合には、書面投票制度を採用する必要がないこととされています(会社法298条2項ただし書・会社法施行規則64条、東証上場規程435条ただし書)。今回は、議決権を有する株主様全員に、招集通知とともに「委任状」を同封し、委任状勧誘規制に従った委任状勧誘を行っているため、書面投票制度を採用しておらず、「議決権行使書面」を同封しておりません。本総会にご出席いただけない株主様におかれましては、同封の「委任状」を返信用封筒にてご提出いただくことにより、議決権を行使していただきますようお願いいたします。

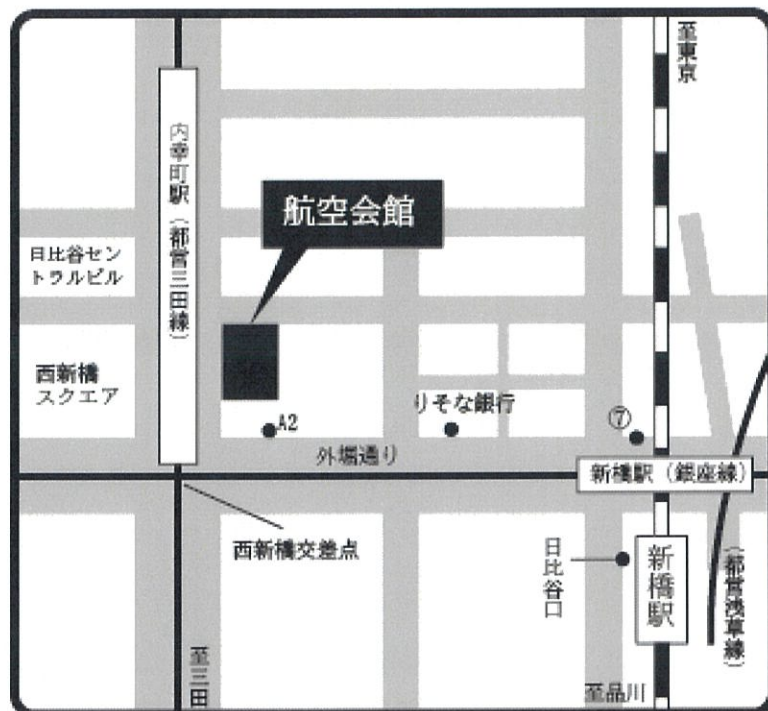
### Q 5 「本人確認書類」の返送は必要でしょうか？

Q 4のとおり、通常とは異なる取り扱いのため、念のために本人確認資料の写し（免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど）のご同封をお願いしております。

この他、印鑑証明書（ただし、「委任状」に捺印された印鑑に係るもの）の写し・官公庁発行書類等で法人の名称及び本店又は主たる事務所の記載があるものの写しなども有効なものとして取り扱いいたします。

## MEMO

株主総会会場ご案内図



○場所 東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館ビジネスフォーラム5階（501、502）

|     |                |                   |
|-----|----------------|-------------------|
| ○交通 | J R            | 「新橋」駅 日比谷口 徒歩6分   |
|     | 東京メトロ銀座線・都営浅草線 | 「新橋」駅 ⑦出口 徒歩6分    |
|     | 都営地下鉄三田線       | 「内幸町」駅 A2出口 徒歩1分  |
|     | 東京メトロ銀座線       | 「虎ノ門」駅 10番出口 徒歩8分 |